



2025 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ス テ ラ ケ ミ フ ァ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 橋 本 亜 希
(コード番号：4109 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 小 池 み ゆ き
(TEL. 06-4707-1511)

取締役等に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020 年度より導入しております当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の一部改定に関する議案を 2025 年 6 月 27 日開催予定の第 82 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

当社は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を 2020 年度より導入しております。

今般、2025 年度から始まる中期経営計画の実現に向けて、さらなる貢献意欲を高めることを目的に、本制度の内容を一部改定のうえ、継続することといたします。なお、従前の本制度の内容につきましては、2020 年 5 月 18 日公表の「役員退職慰労金制度の廃止および新しい株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

（主な改定項目）改定後の本制度の詳細は、「2. 本制度に係る報酬等の額および内容」をご参照ください。

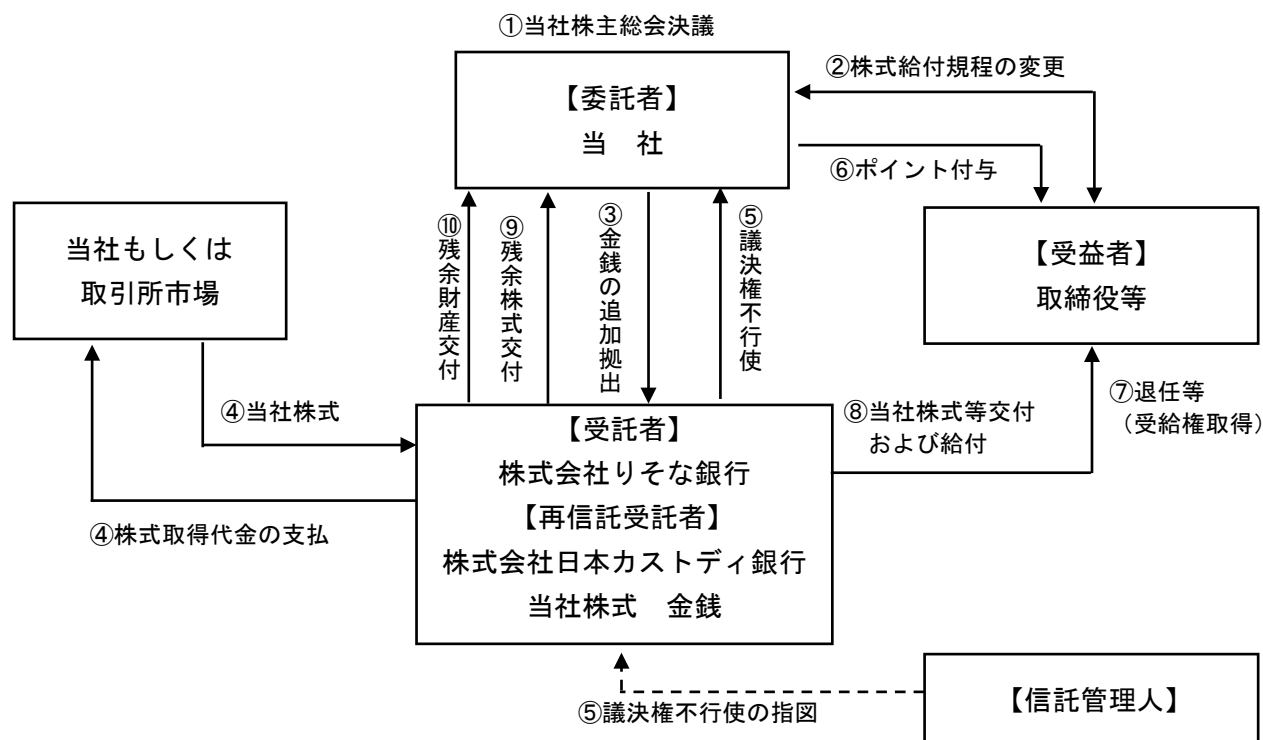
項目	改定前	改定後
当社が拠出する金銭の上限	対象期間（5 事業年度）ごとに、 <u>180 百万円</u>	対象期間（5 事業年度）ごとに、 <u>250 百万円</u>
取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法および上限	役位別基本ポイント＝年間役員報酬基準額の <u>8 %</u> または <u>10%相当額</u> ÷ 株価（当社株式の平均取得単価）	役位別基本ポイント＝年間役員報酬基準額の <u>10%相当額</u> ÷ 株価（当社株式の平均取得単価）

2. 本制度に係る報酬等の額および内容

(1) 改定後の本制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（「役員向け株式給付信託」。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額（以下「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて各取締役等に対して、取締役等が退任した場合等に交付および給付（以下、当社株式の交付と当社株式の時価に相当する金銭の給付を併せて「当社株式等の給付」といいます。）する制度です。

<本制度改定の概要>



- ①当社は本制度の改定に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は取締役会において、取締役等に対する株式給付規程の変更を行います。
- ③当社は前述①の本株主総会および取締役会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④本信託は、前述③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じ取得します。取得する株式数は、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に係る議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥当社は、株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑦取締役等は、退任等により当社株式等の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑧受託者は、受益者に当社株式などを交付および給付します。
- ⑨信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更および本信託へ追加信託を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却もしくは公益法人等に寄附する予定です。
- ⑩本信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人等に寄附する予定です。

【本信託の概要】

- ①名称 : 役員向け株式給付信託（金銭信託以外の金銭の信託（他益信託））
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④受益者 : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥本信託契約の締結日 : 2020 年 8 月 24 日
- ⑦変更契約日 : 2025 年 8 月（予定）
- ⑧信託の期間 : 2020 年 8 月 24 日から本信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

（２）本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）。なお、本制度の対象者としての資格を有する取締役であっても、当該取締役の株式の保有状況等を勘案し、本制度の対象外とし、異なる種類の報酬を交付する場合があります。

（３）本制度の改定後の対象期間

2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2030 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）および本対象期間経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間（以下、本対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

（４）信託期間

2020 年 8 月 24 日から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）なお、本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

（５）当社が拠出する金銭の上限

当社は、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うため、当社株式の取得資金（以下、「株式取得資金」といいます。）として、1 事業年度あたり 50 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（本対象期間である 5 事業年度については 250 百万円）を上限とした金銭を本信託に拠出します(注)。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、前述の金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する株式（以下、「残存株式」といいます。ただし、直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、後述（７）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、本対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が前述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、前述の株式取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、前述(5)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社株式を当社からの自己株式の処分による取得または取引市場(立会外取引を含みます。)を通じて取得する方法を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、本対象期間につきましては、75,000株(付与する株式数の上限については、後述(7)参照)を上限として取得するものとします。また、本対象期間経過後の各対象期間につきましても前述の株数を上限として取得するものとします。

(7) 取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法および上限

前述(3)の対象期間中の毎年、3月末日(以下「基準日」といいます。)の取締役等に対して、前年度の業績確定後6月末日までに前年度の基準日における対象者に対して、年間付与ポイントが付与されます。

(ポイント算定式)

取締役等の年間付与ポイント＝役位別基本ポイント

取締役等の累計ポイント＝年間付与ポイントの累計

【役位別基本ポイント】

役位別基本ポイントは、各事業年度終了後に開催される取締役会において決定された役員報酬(年間役員報酬基準額)の10%相当額を当社株式の平均取得株価で除して算出します。

役位別基本ポイント＝年間役員報酬基準額の10%相当額÷株価(当社株式の平均取得単価)

当社が取締役等に対して付与するポイントは、1事業年度当たり15,000ポイント(相当する株式数は15,000株)を上限とします。

また、本対象期間中の5事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは、75,000ポイント(相当する株式数は75,000株)を上限とします。

後述(8)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株と換算し、1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、当社株式の交付は100株未満を四捨五入し100株単位で行います。

ただし、本株主総会において本制度の改定をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

取締役等が給付を受ける権利を取得することとなる当社株式等に相応する累計ポイントは、対象期間中に付与された年間付与ポイントの累計となります。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付および給付の時期

原則として、取締役等が当社役員の退任時において、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた累計ポイント数に応じた数の当社株式を交付します。

①対象期間中に当社の取締役等であること

②解任により退任した者や、在任中に一定の非違憲行為があった者でないこと

③その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合には、納税資金確保の観点から、一定割合について当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役等が死亡した場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の信託財産である当社株式に係る議決権は、本信託の経営からの独立性を確保するために一律不行使とします。

(10) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は本信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累計ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄附することを予定しております。

(11) 信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却する、または公益法人等に寄附することを予定しております。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累計ポイントに応じて、按分して給付する、または、公益法人等に寄附することを予定しております。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上